

令和7年度 第6回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和7年10月17日（金）13時30分～15時09分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稻垣委員、大島委員、菊本委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員、横田委員
欠席委員	上野委員、片谷委員、酒井委員、田中伸治委員、水嶋委員
開催形態	公開（傍聴者 13人）
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和7年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	
1 令和7年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。	
2 議題	
(1) 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書について	
ア 質問	
イ 環境影響評価方法書手続について事務局が説明した。	
質疑 特になし	
ウ 環境影響評価方法書の概要について事業者が説明した。	
エ 質疑	
【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、本日御欠席の田中伸治委員より御意見をいただいているとのことですので、事務局から説明をお願いします。	
【事務局】 田中伸治委員からの御意見を代読させていただきます。	
トンネル構造の工法について、環状4号線交差部はどのような工法を予定されているのでしょうか。交差部のトンネル施工にあたっては、既設道路の交通への影響が生じる可能性があるため、どのような施工計画を見込んでいますか。	
地域交通、交通混雑について、今回の事業は（東名高速道路）横浜町田インターチェンジに近接する位置に整備されるインターチェンジということで、供用時には従来、横浜町田インターチェンジを利用していった交通の一部、特に保土ヶ谷バイパスの南東側と東名高速下り方面を結ぶ交通がこのインターチェンジに転換することが予想されます。今回用いる予測方法は、そのような広域ネットワーク上の交通量配分の変化が評価できるような手法となっていますでしょうか。	
また、そのような交通は方法書6-46ページの図6.8(2)の交差点3と（交差点）4の間に（旧上瀬谷通信施設地区土地）区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」とする。）で新設される交差点を利用して保土ヶ谷バイパスと新インターチェンジを行き来すると考えられます。この地点の予測評価も行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。	
同じく地域交通、交通混雑について、新たなインターチェンジ設置ですので、供用時、特に連休初日午前下り方向のような混雑時には高速道	

路にも影響が及ぶものと思います。調査及び予測評価対象となる道路には、東名高速道路の本線や横浜町田インターチェンジは含まれないのでしょうか。含まれないとするとその理由は何でしょうか。

御意見は以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。御意見といいますか、御質問になると思いますが、大きくただいま、4点出されました御質問に対して事業者からの回答をお願いします。よろしいですか。

【事業者】 お答えさせていただきます。

まず一点目の環状4号線との交差部における施工といった御質問かと思います。こちらにつきましては、現在、開削してそのあと覆工板を置いての工事ということを予定してございまして、極度に環状4号線を切回すようなことはないような形で、現地の方を施工できると考えてございます。当然、詳細な施工計画はこの後といったところでございますが、今、事業者として考えている内容としては、説明した内容になります。

二点目の（質問は）予測のネットワークがどういった範囲で想定をしているかといった御質問かと思います。今後、交通量推計を行うにあたりましては、四点目の御質問にも少しかかるのですが、近隣だけではなく、広域的な、それこそ高速道路も含めたネットワークをもって交通需要の方をしていく考え、用意がございます。

三点目でございますが、すみません。一度考え方を整理させてください。

今、我々の方で交通予測をしようとしているものになりますが、こちらは、事業を予定しているインターチェンジに加えまして、現地の方で道路拡幅、具体的には、今、御質問がございました交差点3、（交差点）4を結ぶ八王子街道の拡幅等も含めて、それらを加味した形で需要予測をしてございます。それらについても客観的に評価ができるものと認識してございます。

事業者の考え方として説明させていただきました。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいま、いただいたお答えについては、田中伸治委員にも（事務局から）お伝えいただければと思います。

ただいまの御回答内容はこの方法書の中には特に反映されていないと理解してよろしいですか。どこかに記述がありますか。

【事業者】 方法書6-42ページの表6.29、今、画面の方も映させていただきます。少し噛み碎いた表現になってしまっていると思いますが、「供用後の計画交通量は、将来推計資料を収集・整理により把握します。」というところで、我々としては記載がなされているものと認識しています。

【奥会長】 はい、分かりました。

最初の御質問、どのような施工計画を見込んでいるかといった件については、準備書の段階ではより明確に示されるという理解でよろしいですか。

【事業者】 承知いたしました。そのように対応してまいります。

【奥会長】 では、他の委員の皆さまからも是非御質問、御指摘いただければと思います。その場合には、挙手をお願いします。

横田委員、お願ひいたします。

【横田委員】 生態系、景観を担当しております横田と申します。二点ほどお伺いしたいです。

一つが動植物、生態系のところの環境影響要因に道路交通、交通量の増加に関することが考慮されていないです。「(方法書 3-65 ページ) 図 3.21 動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場」という図がありますけれども、これを拝見すると料金所を出た車はずっと上川井瀬谷 1 号線に向かって行って、それを南北に押し分けるような形になって、南に行く車は、土地区画整理事業の事業区域の一番東の端を南に降りるような図になっています。こういったところはもともとホタルがいたような源流地域になっており、交通量が増大するというのは、ある程度夜間照明なども含めて影響が及ぶ可能性があるのではないかと思うのですけれども、交通量自体がなぜ生態系影響になってこないのかというところを一つ教えていただきたいと思いました。

それに付随して、(方法書 6-11 ページ) 図 6.1 の現地調査範囲ですが、これが今、ジャンクションの部分を中心に設定されているのですけれども、実態として残る自然は、堀谷戸川源流域のエリアの方が、より繋がりをもって元の自然が残るのではないかと思うのですけれども、そちらの範囲が設定されずに盛土切土を中心とした(土地区画整理事業の) 北西の角の部分を中心に検討されているのかがよく分からなかつたので、教えていただきたいと思いました。

以上二点です。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいま、映していただいている(方法書) 3-65 ページですね。交通量の影響を見なくても良いのかということですね。

【事業者】 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず一点目の交通量(の影響)はなぜ見ないのかという御質問につきましてですが、こちらの範囲につきましては、先行して土地区画整理事業の方で現地の方、造成等を進めてございます。我々の事業においては、影響が限定的なのかなというふうに考えているところでございまして、特段交通量というものは加味しなかつたというところになります。

二点目の(方法書 6-11 ページ) 図 6.1、今画面の方に示します。堀谷戸川への影響というお話をいただきました。この度のインターチェンジでの影響につきましては、我々としては、影響の範囲外に堀谷戸川があるものと認識してございます。

以上、答えさせていただきました。

横田委員、いかがですか。

【奥会長】 その認識についてお伺いしたので、お考えはよく分かったのですけれども、ジャンクションを作つて交通量が環境に影響しないというのが、不自然に感じる部分があつて、土地区画整理事業の(環境)アセスメントと連動させていただきたいのです。土地区画整理事業の(環境)アセスメントにおいて、どのように自然を残したかということを考慮した上で、それが交通量によって影響を受けないということで、きちんと論を立てていただきたいのです。土地区画整理事業で残す自然というのは、特に水の観点から言うと、相沢川の一部を保全区間とするということであつたり、あるいは堀谷戸川の上流域に地上式の調整池が残ってい

ますけれども、そういったところですとか、和泉川の源流域に同じように GREEN×EXPO でできた地上式の調整池を今度は公園にして保全、自然にとって良い環境にしていくといったエリアです。どちらかというと、東側のそういった水の元々の流路に沿ったような環境をできるだけ維持しようという考え方であって、農業の方は盛土して切土するようなところですから、ある程度区画が新たにできた上での農業です。それは新しく作る農地であって、元々の自然とはやっぱり違う農地空間になるはずです。そうすると残される自然というのは、山側にあって道路側にはない形になっているはずなのですから、今回はなぜかジャンクションの部分に注目されているというところですよね。ここに少しずれが感じられて、土地区画整理事業の考え方と本当に連動しているのかというのが、疑問に思いました。

上川井瀬谷1号線ですよね。この交通量が増えるというのが、結構影響が大きいのではないかなと。ジャンクションとしてできたところから出てくる車が南北に分かれる道なので、そこは土地区画整理事業の中で確保しようとしてきた自然があったところだと思うので、やっぱりそちらの方に重要な要素があるのではないかと、公園整備も含めて思っています。この（本事業の）工事が GREEN×EXPO 後だということも含めて、復元的な観点からしても、東側をもう少ししっかりと調査をしていただいた方が良いのではないかと思った次第です。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

土地区画整理事業の方で、事後調査も含めてそこをフォローアップされることで、そちらできちんと把握していただくということもあり得るかもしれません。そうでない場合は、今、御指摘のように交通量が増えてそちらに流れしていくといった場合に、生態系への影響はどうなのかというのは、この事業との関連で調べていく必要があるのではないかということです。

【事業者】 今、御意見いただきましたことを踏まえさせていただいて、土地区画整理事業の事後評価の考え方と合わせさせていただいて、次回以降に補足説明等させていただければと存じます。

【奥会長】 横田委員、それでよろしいですか。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 では、是非そこをお願いします。

今の点と同じようなことが、今回的方法書の段階でそもそも土地区画整理事業で評価したことがこちらの事業について同じように用いることができるといいますか、参考できるような土地区画整理事業における評価結果があるのではないかとも思ったのですが、同じような部分で重複して調査する必要がそもそもあるのかないのかといったところを精査されたのかどうなのか、気になったところではあります。

もちろん、改めてしっかりやっていただく、状況も変わっていますので、きちんとやっていただく必要はあるかと思います。

【事業者】 今の奥会長の御質問にお答えさせていただきますと、やはり我々が現地に入る際に、造成等で地形が変わってしまうといったところがございますので、しっかりそこは現地の状況を把握したうえで今後の準備書の中で御説明できるような形を探らせていただければと思います。

【奥会長】	他の委員の方いかがでしょうか。菊本委員、どうぞ。
【菊本委員】	(トンネル)構造のことについてお伺いしたいです。
	10枚目のスライドのところで4案お示しになって、(配慮書では3案だったところから、方法書段階で1案が)追加で4案にされたという御説明があったのですが、そのうちのトンネルの部分は延長が1.1kmくらいあって、それで12枚目のスライドとかを拝見しますと、東名高速道路との交差部についてはパイプルーフ工法で、他は開削となっているのですけれども、これで間違いないですか。
【事業者】	そのとおりでございます。
【菊本委員】	そうすると、二つ質問がありまして、一つは鉛直の断面図で環状4号線とか市道目黒25号線の直下を抜けるところは、完全に上部の交通を止めて開削にするということでしょうか。
【事業者】	こちら可能な範囲で、事業としまして土地区画整理事業が近接でございますので、そちらの事業用地等を活用しながら、極力通行止め等が生じないような工夫を考えていきたいとまいります。
【菊本委員】	それは、開削にするけれど、通行止めにならないようにどうにかできるということですか。
【事業者】	そうですね。トンネルの上部を覆工板で覆うことによって、上部利用が可能なような形での施工をイメージしてございます。
【菊本委員】	下の構造を作るというか、開削しているところは一時期、通行止めにしなければいけないけれども、止めなくていい期間を長く、出来るだけ確保するということでしょうか。
【事業者】	そのとおりでございます。
【菊本委員】	これ、通行止めにしないと開削は無理ですよね。
【事業者】	そうですね。一時的には切り回したとか、通行止めだとかそういうことは出てくるとは思いますが、可能な限りそういうことも短期間で済ませられるようなそういう工夫に努めていきたいと思います。
【菊本委員】	分かりました。
	もう一つはこれに関連するところで、23枚目のスライドのところで、「都市計画決定権者の見解(2)」のところで、「広大な草原を傷つけないよう敷地内道路を地下にしてほしい。」という環境情報提供書に対して、「トンネル構造を取り入れた案④を選定した。」という御説明なのですから、開削にしたらそもそも地上を開削して削るので、「傷つけないように」というこの指摘の回答になっていないように思うのですがいかがですか。通常のナトム(工法)なりシールド(工法)だったらこれを達成できると思うのですけれど、開削だと全部完全に表層を削りますよね。
【事業者】	御指摘のとおりです。
【菊本委員】	なので、こここの回答としては、回答になっていないように感じました。私からは以上です。
【奥会長】	今の御指摘なのですけれども、いかがでしょうか。
【事業者】	我々としては、委員のおっしゃるとおり、開削工法でいきますと一時に現地の方をオープンにするような形になります。そういう意味で、今の地形をそれなりに改変するようなことはあろうかと思いますが、その後、盛土して覆工できるようなことにもなりますので、そういう

った部分で緑と環境という部分で保全に努められるものと考えてございます。

【菊本委員】 御説明ありがとうございます。地上にそのまま道路を造るというよりは、後で草地とかを復活することはもちろんできると思うのですけれど、一旦改変することに変わりはないので、その時に上部に貴重な植物とかがいないかということと、それと上部の自然の状況をどう復元するかといったところはお考えいただけると良いかと思います。今、御説明いただいたように、実際に構造物ができるからは、地上は開放されるので、そういう意味では構造としては地下化の方がベターかと思います。以上です。

【事業者】 今、開削工法でもオープンカットだとか土留めだとかいろいろな工法がございますが、その中でも極力施工範囲、緑等に良い、現地等に与える影響がない工法というものを今後考えていくみたいと思ってございます。ありがとうございます。

【奥会長】 その辺りも準備書の中でできるだけ明らかにしていただければと思います。

【事業者】 承知いたしました。

【奥会長】 よろしいでしょうか。田中修三委員、お願いいいたします。

【田中修三委員】 私の方から地下水についてお聞きしたいことがございます。

まず、トンネル工事における開削深さはどれくらいなのかということと、周辺の井戸の取水深さあるいは帯水層の深度ですね。その辺との関係はどうなっているかということを、まずお聞きしたいと思います。

【奥会長】 はい、お答えは可能ですか。

【事業者】 まず一点目の周辺井戸の深さですけれども、今、公表されている資料では、その取水位置等は公表されておりませんので、また今後必要に応じて、予測結果も踏まえて把握していくことになるかと思います。

【田中修三委員】 带水層の位置は調べておられませんか、深度は。この周辺の地下水の帯水層です。井戸はけっこうたくさんあります。

【事業者】 既存のボーリングのデータからしますと、だいたい砂礫層が帯水層になりますけれども、地上からだいたい 15 から 25m の範囲になります。

【田中修三委員】 それとトンネル工事における開削深さはどうですか。やはり同じくらいでしょうか。15mくらいでしょうか。

【事業者】 深いところでは 10m 程度を想定しております。

【田中修三委員】 10m、そうですか。少し微妙なところですが、地下水への影響も全然ないだろうとは言い切れないところがありますので、しっかり調査してほしいと思うのですけれど、この地下水の調査地点を 2 地点選んでいらっしゃいますが、これは今日のスライドで言うと 57 枚目です。この 2ヶ所の位置はどのように決められたのでしょうか。これは、先ほどの帯水層の深さだとか、それから地下水流等、地下水の流れを考慮して決められたのでしょうか。

【事業者】 大局的に言いますと、河川の流れの方向などを考慮しまして、計画道路が流れに対して横切るというところがありますので、上流側と下流側に 2 地点設定したというところになります。

【田中修三委員】 河川の流れをこれで行くと（すると）、地下水も北から南に流れることででしょうか。そういう向きかもしませんが、場合によっては

地下水の流れと地表面の、地上の河川の流れとは違う場合もありますので、そこはやはり地下水流をある程度考慮した上で、どこで地下水位を調査するかということを決められた方が良いのではないかと思います。

それから、(スライド 57 枚目の) 調査地点 1 のすぐ近くに既に横浜市で使っている井戸がございます。(方法書の 3-21 ページ、図 3.11 では) S01 という番号を打ってありましたけれど、これはなぜ使われないのでしょうか。この井戸は横浜市の農政推進課で使っているようですが、これは何に使っているのでしょうか。農業用水として使っているのでしょうか。もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

【奥会長】 (方法書の) ページで言いますと、3-21 ページ、図 3.11 です。

【事業者】 こちらにつきましては、現状どのような利用形態になっているかというのはまだ確認が取れておりませんが、今後準備書で調査予測評価するにあたっては、現地調査で選んでいる地点に加えまして、土地区画整理事業で選定した既存のボーリング地点とか、あとは周辺の地点のデータも収集しまして検討してまいりたいと思っております。

【田中修三委員】 是非、地下水流をある程度考慮して地下水への影響を調査していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それからもう一点、土壤汚染についてです。これは土地区画整理事業の方で汚染土壤の処理も進行中で、それが終わってから(本事業の)工事を始めるというような御説明になっていたと思うのですけれど、土地区画整理事業で実施する汚染土壤の処理というのはおそらく地表から 1 ~ 2 m 程度ではないかという気がするのですが、今回の事業では開削で 10 数 m くらいは行きそうなのですけれど、その辺はどうでしょうか。ある程度頭に入れておいていただいた方が良いと思います。もし地表面は土地区画整理事業の方で汚染土壤の処理をされたとしても、そのもう少し深いところでも汚染がないとは言えませんので、十分それは考慮しておいていただきたいです。だからと言ってそれを環境影響評価項目に入れなくてはいけないということではないのですが、頭に入れておいていただきたいと思います。

【事業者】 ありがとうございます。我々としては、当然現場でそういった事態が確認できた場合には、適切に法に則って対応してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

【奥会長】 田中修三委員、以上でよろしいですか。

【田中修三委員】 もし可能であれば、次の準備書まで待つのではなくて、分かったことは事務局を通して私にメールでも結構ですので教えていただければありがたいです。

【奥会長】 そうですか。また後で申し上げますけれども、本件の審議はまだ続きますので、次回以降また整理していただいて示していただく方向で、今後調整させていただければと思います。

【田中修三委員】 分かりました。

【奥会長】 よろしいですか、田中修三委員。

【田中修三委員】 結構です。

【奥会長】 では藤井委員、お待たせいたしました。

【藤井委員】 はい、よろしくお願ひします。四点ほどお伺いさせてください。

一点目が、横田委員の話と被るかもしれないのですけれど、(方法書 6-

11 ページの) 図 6.1 を見ていただきたいです。平面(構造)の料金所のところも対象事業実施区域ですよね。ここでは「調査地域は対象事業実施区域から約 250mまでの範囲」と書かれているのですけれども、ここに書かれていることと、この(調査地域を示す)赤い線が少し違うのではないかということです。250mとするのであれば料金所もそうですけれど、そもそも掘削するところが、東側が全く対象になっていないので、ここに書かれている言葉と実際の調査範囲が違うのではないかということが一点目です。

もう一点が、先ほどの菊本委員の話も関係するのですけれど、一回削り取る場所は農地ですよね。それとも道路でしょうか。

【事業者】 開削トンネルの(ところでしようか)。

【藤井委員】 はい、トンネルの(ところでです)。

【事業者】 農地です。

【藤井委員】 一回削り取ってまたそこに表土を戻すと思うのですけれど、その後はまた農地として使われるという解釈で良いですか。農地を削り取って、その上に表土を戻して、もう一回農地として再利用してもらうという解釈でよろしいのでしょうか。

【事業者】 そちらは道路として整備していく区域になりますので、上部の利用は、当然緑化なのか何かそういういろいろなアイデアはあるかとは思うのですけれども、道路区域という中での仕様になっていく形になります。

【藤井委員】 菊本委員が言っていたように、草原も含めて何かしら回復する方向で、補償する形で検討していただけるということでよろしいでしょうか。

【事業者】 もともとこちらは市の緑の 10 大エリア(緑の 10 大拠点)というところもございますし、前後が農業振興地区という中での道路になりますので、やはりそういったものを考慮した形でのトンネルの上の利用方法かなと考えてございます。今、現時点ではまだアイデアがないので、これからという形でございますが、御意見も踏まえて考えてていきたいと思います。

【藤井委員】 ありがとうございます。あと二点、すみません。

生物・生態系の動物のところの調査手法のところでお伺いしたいです。先ほどの説明資料(スライド)で言うと 44 枚目で二点ほどお聞きしたいのが、まず、鳥類の任意観察法で夜間調査、夜行性鳥類の調査について、「初夏季」と書かれているのですけれど、これは何月を考えてらっしゃるのかということです。

あとその下に定点観測法として、「猛禽類の繁殖の兆候が確認された場合」は 2 営巣期に調査を行うと書いてあるのですけれども、その兆候を確認されたと判断する範囲は、(スライド 47 枚目の図) この赤で括られた調査範囲の中で繁殖が行われていそうだったらということなのか、その周辺部も含めてのことなのか、もし周辺を含めるのだとすればその調査範囲からどれくらいの距離を含めてその兆候を確認するのかについて、お伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

【事業者】 一点目の東側が含まれていないのではないかという話ですけれども、項目選定のところです。方法書で言いますと 5-7 ページだと思います

が、生物・生態系の選定理由の中で記載しているところなのですけれども、4行目になります。対象事業実施区域のうち、環状4号線より東側については、着手予定前において土地区画整理事業の工事が現状進められて更地の状態になっているというところがありますので、現状としても調査に立ち入ることは困難というところもありますので、対象から除外をしているというようなところになります。

【藤井委員】 特に鳥類に関して言うと空を飛ぶものなので、調査範囲の中、例えば更地であってもその改変区域にいたものがそちらに飛んでいく可能性もあると思います。ですから、調べる、見る対象とする場所というのは、更地だから（調査に入った方が）いいという考え方の方がいいのかなということが一つと、もしここ（方法書6-6ページから6-8ページ及び6-11ページ）に書かれているものをそのまま遂行するのであれば、この図の書き方、説明文の書き方を変えてほしいと思いました。（方法書6-11ページの）この図だけ表に出たときに、調査地域の説明が対象事業実施区域から250mと書かれているのに、（東側が）全然それに沿っていないと考えられるので、どちらか対応していただければと思います。

【事業者】 承知しました。あと後段で質問のありました猛禽類（についてお答えします）。

【藤井委員】 （夜間調査の）時期は（いかがでしょうか）。

【事業者】 フクロウの時期ですね。初夏季は6月と冬季は1月を予定しています。

【藤井委員】 何月なのかと（思ったのは）、多分、フクロウ類を対象とするというとアオバズクとかが入ってくると思うのですけれど、アオバズクが来るのがやはり5月中下旬になってくるので、それを外さないようにということでお願いできればと思います。あと、すみません。（猛禽類調査に関する御回答をお願いします。）

【事業者】 猛禽類（調査）ですね。当然、任意観察をして調査区域だけが見えるわけではありませんので、調査区域を中心に可視可能な範囲は基本広げて記録に努めていくところです。

【藤井委員】 猛禽類の調査をしていると、上空を飛べば下手すると3kmでも先が見られるわけですよね。調査結果として多分最大で3kmくらい先のものまでが図式化されると思うのですよね。そのときにどこまでを範囲として、この2営巣期（の営巣状況）調査するということを適用するのかという基準は考えておいた方が良いと思います。

【事業者】 そうですね。

【藤井委員】 漠然と猛禽類の繁殖の兆候が確認された場合は2営巣期（調査する）と書かずに、内部資料でもいいのですけれど、それは持つておいた方が良いかと思います。よろしくお願ひします、以上になります。

【事業者】 承知しました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の点は特に今後この審査会の場ではお示しいただく必要はないということですか、藤井委員。

【藤井委員】 今現在で決められない話だとは思うので（結構です）。もしはっきりと線引きをしていただいて示していただくのでも、こちらは良いのですけれど、それが可能かどうかということです。

【奥会長】 可能になった場合には、ということですね。

- 【藤井委員】 そうですね。
- 【奥会長】 分かりました。では、事業者の方もそのようにしていただければと思います。
- 【大島委員】 それでは、大島委員どうぞ。
- 【大島委員】 騒音のことについてお尋ねしたいのですが、御説明のときに映されたスライドの31ページです。10階建て以上の集合住宅への騒音の影響が大きいという意見に対して、それを認めた上で、当該集合住宅の騒音調査及び予測評価を行った上で云々と書いてございます。下の方に下って、騒音調査の具体的な方法、スライドで言うと66ページくらいです。調査地点と調査の方法に関して、この10階建て以上の集合住宅の建物について特に言及がないのですが、そこで質問なのですがこの調査範囲内に10階建て以上の建物というのが何棟くらいあるのということと、具体的にどういった調査方法を考えておられるのか、その二点を教えていただきたいと思います。
- 【奥会長】 はい、お答えをお願いいたします。
- 【事業者】 方法書の6-29ページです。10階建ての建物につきましては、この6-29(ページの図6.5(3))に示す緑色の調査地点、道路11と12の付近の建物が10階建て以上の建物、市営住宅になります。14階建てが3棟になります。
- 騒音調査につきましては、建物の高さ方向も含めて調査を実施するところになります。
- 【大島委員】 調査対象地にある10階建て以上の建物というのはこれが全てですか。
- 【事業者】 はい、そうです。
- 【大島委員】 分かりました。結構です、ありがとうございました。
- 【奥会長】 大丈夫ですか。
- 【大島委員】 はい、結構です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。他の委員はいかがですか。よろしいでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないでしょうか。大丈夫そうですね。ありがとうございます。
- それでは他に御質問等ないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。なお、本案件は次回以降も継続して審議を行ってまいります。
- 事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
- (事業者退出)

才 審議

- 【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。では、本件は次回以降も審議継続となりますので、また今後何かありましたらその際に出していただければと思います。
- 本日の審議内容については、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。
- 以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
また、YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。
(傍聴者退出)

- 資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書について (諮問) 事務局資料
 - ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書に係る手続について 事務局資料
 - ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 環境影響評価方法書の概要 事業者資料